

# オウム松本被告 死刑確定



〒030-0180  
青森市第二問屋町3丁目1番99号  
東奥日報社  
電話 017-739-1111  
(C)東奥日报社 2006

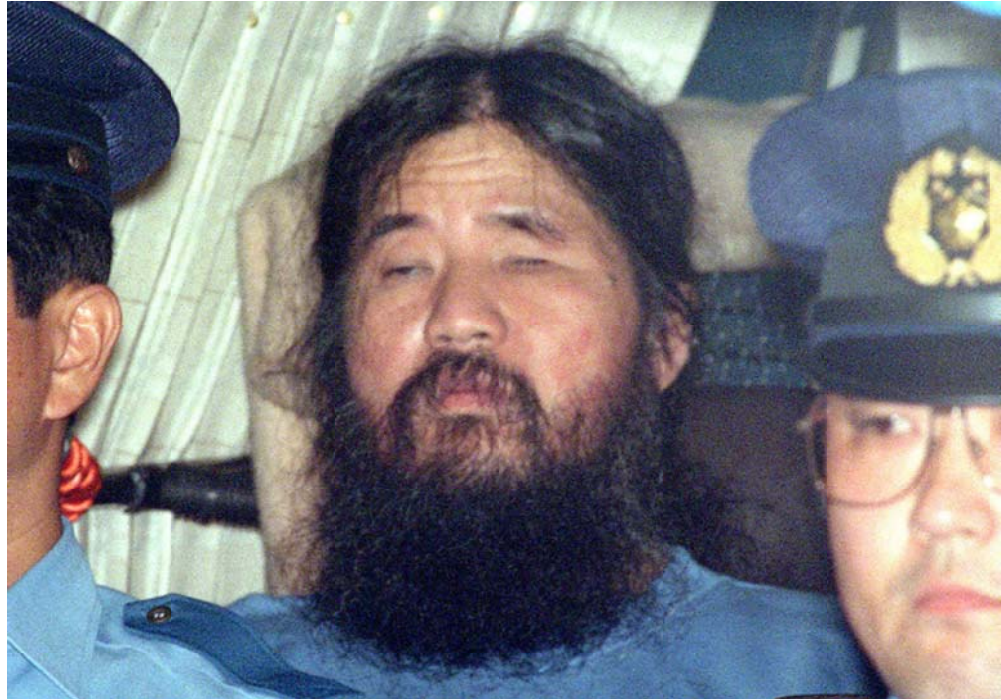
インターネット  
号外

購読の  
お問い合わせは  
東奥日报社販売局  
0120-4915000  
24時間受付

## 最高裁 特別抗告棄却

地下鉄サリンなど十三事件で殺人、同未遂など六つの罪に問われ、一審で死刑を言い渡されたオウム真理教 松本智津夫被告(51) 教祖名麻原彰晃 について、最高裁第三小法廷(堀籠幸男裁判長)は十五日、裁判を打ち切った東京高裁の決定を支持、弁護側の特別抗告を棄却する決定をした。死刑が確定した。

二十七人もの命が奪われ、多くの重罪者を出した一連の事件の責任を問う裁判は、約十年五カ月で控訴審公判が開かれた。二十七年四月から始まり、東京地裁(小川正持裁判長)は二〇〇四年二月の判決で、松本被告を一連の事件の「首謀者」と認定して極刑を言い渡し、弁護側が即日、東京高裁に控訴した。同高裁に対し、弁護側は「被告には訴訟能力がなく、意思疎通もできない」として、公判停止を申し立て、最終期限の昨年八月末までに控訴趣意書を提出しなかつた。



1995年9月25日、拘置質問を終え護送車で警視庁に戻る松本智津夫被告

今年三月二十七日、同高裁(須田賢裁判長)は被告に訴訟能力を認め、刑事訴訟規則で控訴趣意書の提出が遅延が「例外的に認められない事情」ではないとして、判決ではない決定で控訴を棄却した。弁護側は異議を申し立てたが、五月二十九日に同高裁(白木勇裁判長)に棄却され、最高裁に特別抗告していた。

詳細は朝刊で